

沖縄県広報誌への広告掲載に係る委託契約書(案)

沖縄県知事 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。)
とは、県広報誌「美ら島沖縄」(以下「本誌」という。) への広告掲載について、次の条
項により契約を締結する。

(目 的)

第1条 乙は、別紙「沖縄県広報誌「美ら島沖縄」広告掲載要領」(以下「要領」という。)
に基づき、甲が発行する本誌に広告を掲載し、甲に対しその対価(以下「広告掲載料
という。」)を支払う。

(広告掲載料)

第2条 広告掲載料、回数及び枠数等は、次のとおりとする。

(1) 広告掲載料

広告掲載料は、 円とする。
(うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額は、 円)

(注)「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並び
に地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分
の10を乗じて得た額である。

(2) 回数及び枠数等

広告の回数は、令和3年5月号から令和4年4月号までの12回とし、毎月
の広告枠は2頁分(うち1頁が1枠、1/4分割が4枠)、年間の総広告枠
は24頁分とする。

(広告掲載料の納付方法)

第3条 前条の広告掲載料の納付は、月額 円を、広告が掲載された本誌
の発行日が属する月の末日までに、甲が発行する納入通知書により納付しなければな
らない。

(契約期間)

第4条 この契約による委託期間は、契約締結の日から令和4年3月31日までと
する。

(契約内容の変更等による損害の負担)

第5条 甲又は乙が契約の相手方に対して、契約内容の変更又は中止の申出を行った場
合に生ずる損害の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(天災等による契約不履行)

第6条 天災等の事故のため契約の履行ができない場合は、乙の責任とはならない。

(再委託等の禁止)

第7条 乙は、契約事務の一部又は全ての処理を他に委託してはならない。

(第三者との紛争の処理)

第8条 掲載した広告内容等により、第三者との間に紛争が生じた場合においては、乙及び広告掲載依頼者が、その紛争解決にあたるものとする。

(守秘義務)

第9条 甲及び乙は、この契約の履行に関し、知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、または利用してはならない。この契約の終了後又は解除後も同様とする。

(解除等)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、書面によりこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が契約期間内に契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 乙が着手期日を過ぎても着手しないとき。
- (3) 乙がこの契約及び要領に違反したとき。

(消費税率の改定)

第11条 この契約において、契約期間中途において消費税等の率が改正された場合には、甲乙協議のうえ、改正後の税率により定めるものとする。

(協議)

第12条 この契約に定めのない事項で約定の必要があるとき、または、この契約に関して疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この契約を証するために、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

乙